

学位授与機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第1号

平成6年7月発行



★学位授与機構が授与する学士の学位記と学位記ホルダー★

目次

学位授与機構ニュースの発刊にあたって

機構長 田中 郁三…………… 2

◆学位授与機構の概要

[設置目的]…………… 3

[背景]…………… 3

[経緯]…………… 3

[業務内容]…………… 3

[組織・運営]…………… 4

・機構図…………… 4

・評議員、運営委員、審査委員…………… 5

◆業務の実施状況

○評議員会、運営委員会、審査会、専門委員会等の開催状況…………… 6

○学位授与申請者数及び授与者数…………… 8

○短期大学及び高等専門学校専攻科の認定状況…………… 9

○大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定状況…………… 11

○学習機会に関する情報提供等…………… 12

○新しい学士への途の刊行…………… 12

◆平成6年4月期学位授与申請状況…………… 13

◆平成6年度主要事業計画…………… 14

◆学位授与機構の構想についての提言①

○昭和61年4月23日 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」—抜粋—…………… 15

—学位授与機構教職員—…………… 16

学位授与機構ニュースの発刊にあたって

学位授与機構長 田中郁三



平成3年7月に学位授与機構が創設されて3年が経過いたしました。創設するとき機構がめざしていたものは何であったのか、またその実現のために機構がどのような業務をしてきたのか、さらに将来にむけてどのような課題があり、また期待されているのかなど、出来るだけお知らせできればと、今回学位授与機構ニュースを発刊して皆様にお届けすることにいたしました。

第1号の最初に、本機構の概要として設置目的、創設への背景、経緯などがまず触れられております。当時の臨時教育審議会第二次答申から引き続き大学審議会へと審議がなされ、広く関係方面の意見を聞いて大学審議会の答申がなされました。その間の熱心な議論、具体的な提言など、今日の現状からみても誠に興味深いものがありました。

それらのなかで、まず触れておきたいのは、単位累積加算制度についてです。これは、個人で単位を累積加算して、学位取得につなぐ途が可能となることです。この途が可能となるために、単に全体として単位数を満たしているだけではなく、学位の専攻分野との関係において、教育科目が体系的に履修されているかが大学人によって十分に

チェックされるシステムが必要であるという強い意見でありました。現在機構では、短期大学・高等専門学校卒業者等に限定はしておりますが、学士の学位を取得できる途を開いております。

また学位授与機構が専門的な判断に基づき、自立的に学位授与を行うことができる機関でなくてはならないという意見でありました。学位授与機構は創設のときから大学共同利用機関の位置付けをもっており、学位を審査する委員は、国公立の大学教員であることを堅持しております。

本機構では、学位授与の審査を行うと同時に、学位とは何か、体系的に学習するとは何か、学習の成果を適切に評価するにはどうすればよいか等、常に教育の本質に戻って考えていかなければなりません。さらには、大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供も引き続き行っていく必要があります。

幸い、学位授与申請者の審査により、これまでに短大・高専卒業者等への学士の学位授与は119人、各省庁大学の修了者には学士2,558人、修士156人、博士36人の学位を授与しました。

このように、学位授与の制度もほぼ定着し順調に推移しておりますが、これも評議員、運営委員、審査委員の方々から多大の御尽力をいただいたおかげと感謝しております。また、種々の認定、専攻区分ごとの修得単位の審査基準の設定、学位授与の審査等を担当された非常に多くの専門委員の方々にも厚くお礼を申し上げたいと思います。

最後に、今後とも、さらなる御理解、御支援をお願いいたします。

◆ 学位授与機構の概要

[設置目的]

学位授与機構は、国立学校設置法及び学校教育法の一部改正により、平成3年7月1日に設置されました。

学位授与機構の役割は、国立学校設置法第9条の4により、①学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること、②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと、③大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと、とされています。

[背景]

今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲の高まり等から、大学におけるパートタイムでの学習機会の提供、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、新しい教育システムの形成が求められています。

また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも大学・大学院と同等の水準の教育研究を行っている教育施設があり、これらの教育施設で組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、学位を授与し得るようにすることが要請されてきました。

これらの社会的要請に的確に応え、生涯学習体系への移行、高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、学位を授与する途を開くため、大学による学位授与という原則を維持しつつ、国公私立の大学関係者の参画・協力を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機構が創設されました。

[経緯]

学位授与機構の創設については、昭和61年4月23日の臨時教育審議会第二次答申においてその提

言が行われました。その後、大学審議会では文部大臣の諮問を受けて大学教育部会及び大学院部会において、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から研究調査が行われ、平成元年7月と平成2年7月にはそれまでの審議の概要が報告、公表され、広く関係方面の意見を聞いた上で、最終的には平成3年2月8日に学位授与機関の創設について答申されました。

昭和61年4月23日 臨時教育審議会の教育改革に関する第二次答申において、高等教育機関の多様化と連携を推進するため、生涯学習体系への移行の観点からも、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の途を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する、ことが提言された。

平成元年7月27日 大学審議会大学院部会、大学教育部会の審議の概要報告において、学位授与機関の創設の必要性、役割、位置付け等について提言された。

平成2年7月30日 大学審議会大学院部会及び大学教育部会合同の学位授与機関に関する審議の概要報告において、学位授与機関の必要性、役割、位置付け等について報告された。

平成3年2月8日 大学審議会から学位授与機関の創設について答申された。

[業務内容]

学位授与機構は、国立学校設置法第9条の4に基づき、次の業務を行います。

1. 学校教育法第68条の2第3項の定めるところにより、学位を授与
 - ① 短期大学・高等専門学校卒業生等が、大学の科目等履修生や学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科等において一定の単位を体系的に修得し、大学卒業生と同等以上の学力を有すると認められる者への学士の学位を授与すること。
 - ② 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、法律により置かれ

る課程で、学位授与機構が大学又は大学院に相当する教育を行うと認定した課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位を授与すること。

2. 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究

広く大学以外での様々な学習の成果を大学の単位として認定し、またそれらを含めて大学レベルの学習の成果を累積することにより学士の学位を授与するいわゆる単位累積加算制度等、学習の成果を適切に評価するシステム、評価にかかわる基本問題等高等教育レベルの学習成果の評価の在り方について調査研究すること。

3. 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供

大学の科目等履修生、短期大学及び高等専門学校等の専攻科等の高等教育段階の様々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報を収集し、広く大学等の高等教育機関や学習者に対して提供するとともに、適切な情報の提供の方策について検討すること。

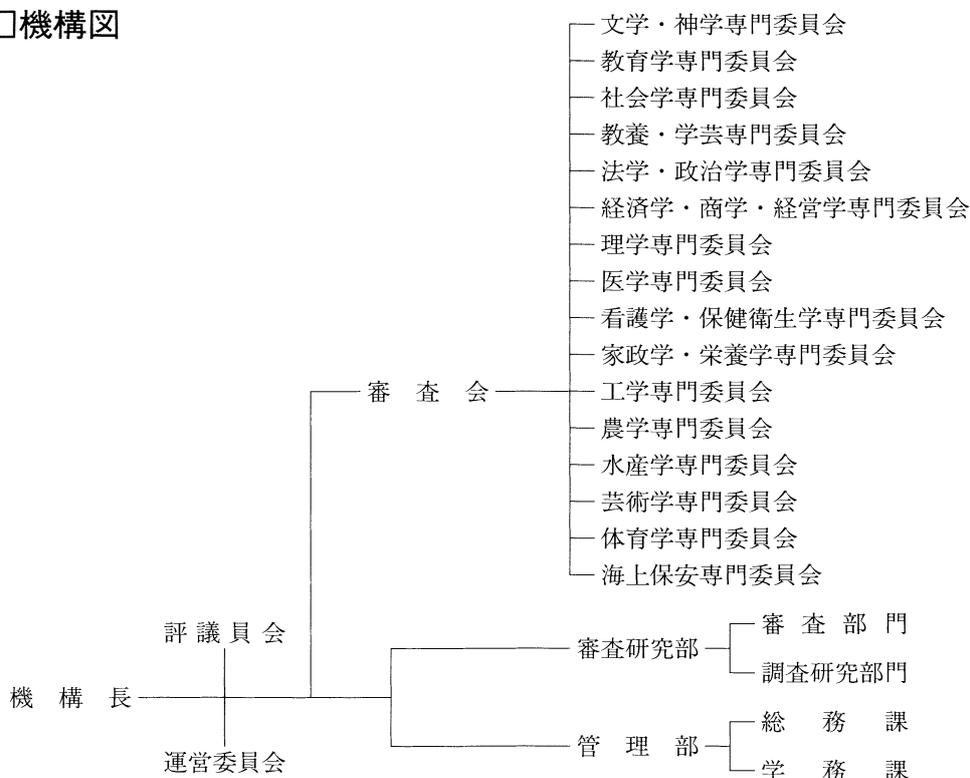
[組織・運営]

学位授与機構は、国公立大学の教員等関係者の参画を得て運営を行うため、大学共同利用機関と基本的に同様の仕組みがとられており、評議員会及び運営委員会等が置かれています。

評議員会は、学位授与機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について機構長に助言、また、運営委員会は、機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じること、となっています。なお、評議員会は、大学の学長その他の学識経験のある者、運営委員会は、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者等の参画を得て組織されています。

また、学位の授与、大学以外の教育施設の課程の認定及び短期大学・高等専門学校の専攻科の認定等に係る審査を行うため、審査会が置かれ、審査会に専門的事項について調査を行うため専門委員会が置かれています。審査会は、大学の教員等で高度の学識を有する者等、専門委員会は、審査委員及び大学の教員等で当該専門事項に関し学識経験のある者の参画を得て組織されています。

□機構図



□評議員会委員

(◎は会長, ○は副会長)

- ◎飯 島 宗 一 元名古屋大学長
石 川 忠 雄 前慶應義塾長
伊 東 信 行 名古屋市立大学長
井 内 慶次郎 放送大学教育振興会会長
井 上 和 子 神田外語大学長
井 村 裕 夫 京都大学長
金 森 順次郎 大阪大学長
橘 高 重 義 学校法人 東京理科大学理事長
木 村 孟 東京工業大学長
鈴 木 正 裕 神戸大学長
田 中 健 藏 元九州大学長
戸 田 修 三 日本私学振興財団理事長
○長 倉 三 郎 総合研究大学院大学長
西 原 春 夫 早稲田大学教授
人 見 楠 郎 昭和女子大学長
武 藤 輝 一 新潟大学長
吉 川 弘 之 東京大学長

※これまでに御協力いただいた方々(職名は就任時)

- 西 島 安 則 京都大学長
平成3.7.31~3.12.15
早 川 幸 男 名古屋大学長
3.7.31~4.2.5
高 杉 暹 横浜市立大学長
3.7.31~4.5.22
塩野谷 祐 一 一橋大学長 3.7.31~4.11.30
有 馬 朗 人 東京大学長 3.7.31~5.3.31
高 橋 克 明 岡山大学長 3.7.31~5.6.13
蜂須賀 養 悦 名古屋市立大学長
4.6.8~6.3.23
末 松 安 晴 東京工業大学長
3.7.31~6.4.8
濱 田 陽太郎 立教大学長 5.4.1~6.6.30

□運営委員会委員

(◎は会長, ○は副会長)

- 猪 口 邦 子 上智大学教授
潮 木 守 一 名古屋大学教授
岡 本 包 治 川村学園女子大学教授

- 喜多村 和 之 国立教育研究所教育政策研究部長
◎黒 羽 亮 一 学位授与機構教授
齋 藤 安 俊 学位授与機構教授
清 水 康 敬 東京工業大学教授
○示 村 悦二郎 早稲田大学教授
菅 野 卓 雄 東洋大学工学部長
平 則 夫 東北大学医学部長
館 昭 学位授与機構教授
橘 正 道 千葉大学教授
田 村 茂 中央大学教授
原 司 郎 高千穂商科大学教授
藤 田 宏 明治大学教授
安 原 義 仁 広島大学助教授
山 本 恒 夫 筑波大学教授

□審査会委員

(◎は委員長, ○は副委員長)

- 荒 川 信 彦 お茶の水女子大学生生活科学部長
井 上 祥 平 東京理科大学教授
岩 井 保 近畿大学教授
岡 照 雄 甲南女子大学教授
小 野 旭 一橋大学教授
鎌 田 武 信 大阪大学教授
黒 羽 亮 一 学位授与機構教授
齋 藤 安 俊 学位授与機構教授
◎菅 野 卓 雄 東洋大学工学部長
鈴 木 増 雄 東京大学教授
○平 則 夫 東北大学医学部長
当 麻 喜 弘 東京電機大学教授
西 尾 勝 東京大学教授
藤 田 宏 明治大学教授
吉 武 香代子 東京慈恵会医科大学教授
和 栗 雄太郎 福岡大学教授

※これまでに御協力いただいた方々(職名は就任時)

- 安 田 健次郎 慶應義塾大学教授
平成3.7.26~4.7.31
田 邊 達 三 北海道大学教授
3.7.26~5.3.31

◆業務の実施状況

○評議員会、運営委員会、審査会、専門委員会等の開催状況

□評議員会

学位授与機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言します。

平成3年度

第1回 平成3年7月31日(水)

第2回 平成3年12月24日(火)

平成4年度

第3回 平成4年6月8日(月)

第4回 平成4年12月22日(火)

平成5年度

第5回 平成5年6月1日(火)

第6回 平成6年2月18日(金)

平成6年度

第7回 平成6年6月2日(木)

□運営委員会

学位授与機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じます。

平成3年度

第1回 平成3年7月22日(月)

第2回 平成3年10月4日(金)

第3回 平成3年11月11日(月)

第4回 平成3年12月16日(月)

第5回 平成4年2月17日(月)

第6回 平成4年3月13日(金)

平成4年度

第7回 平成4年5月18日(月)

第8回 平成4年10月26日(月)

平成5年度

第9回 平成5年5月31日(火)

第10回 平成5年9月8日(水)

第11回 平成6年2月24日(木)

平成6年度

第12回 平成6年5月30日(月)

□審査会

学位の授与の審査並びに大学以外の教育施設に置かれる課程の認定の審査及び短期大学・高等専門学校専攻科の認定の審査を行います。

平成3年度

第1回 平成3年7月26日(金)

第2回 平成3年8月28日(水)

第3回 平成3年11月15日(金)

第4回 平成3年12月13日(金)

第5回 平成4年2月29日(土)

第6回 平成4年3月17日(火)

第7回 平成4年3月26日(木)

平成4年度

第8回 平成4年5月18日(月)

第9回 平成4年9月1日(火)

第10回 平成4年11月24日(火)

第11回 平成4年12月22日(火)

第12回 平成5年1月26日(火)

第13回 平成5年3月17日(水)

平成5年度

第14回 平成5年5月11日(火)

第15回 平成5年7月30日(月)

第16回 平成5年11月17日(水)

第17回 平成5年12月22日(水)

第18回 平成6年1月26日(水)

第19回 平成6年3月15日(火)

平成6年度

第20回 平成6年5月17日(火)

□専門委員会（委員会別・年度別）

1. 学位規則第6条第1項関係の専門委員会

(1) 学士専門委員会

短期大学・高等専門学校卒業等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与に関し、専攻分野の専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の設定及び学位の授与に係る修得単位の審査並びに学修成果・試験の審査を行います。

平成4年度 71回	平成5年度 40回
第1部会（文学・神学） 13回	第1部会 4回
第2部会（教育学） 2回	第2部会 2回
第3部会（社会学・社会科学） 4回	
第4部会（法学・政治学） 4回	
第5部会（経済学・商学・経営学） 3回	第5部会 4回
第6部会（理学） 6回	第6部会 4回
第7部会（看護学・保健衛生学） 13回	第7部会 9回
第8部会（家政学・栄養学） 4回	
第9部会（工学） 8回	第9部会 9回
第10部会（農学・水産学） 3回	
第11部会（芸術学） 4回	第11部会 4回
第12部会（教養・学芸） 3回	第12部会 3回
主査会議 4回	主査会議 1回

(2) 特別専門委員会

短期大学・高等専門学校に置かれる専攻科で認定申請のあった専攻科について、本機構が定めた要件(大学教育に相当する水準を有する等)を満たしているかの審査を行います。

平成3年度 17回	平成4年度 23回
国文、史学、英文1回	第1部会（文学） 3回
イタリア語 1回	第2部会（社会学・社会福祉学） 5回
宗教 1回	第3部会（経済学・経営学・商学） 1回
社会福祉 2回	第4部会（家政学） 2回
経済 1回	第5部会（教育学・保育学） 1回
家政 2回	第6部会（工学） 1回
教育保育 2回	第7部会（看護学） 3回
工学 1回	第8部会（音楽） 1回
保健衛生 3回	第9部会（美術） 1回
音楽 1回	第10部会（農学） 1回
美術 1回	第11部会（教養） 3回
主査会議 1回	主査会議 1回

平成5年度 17回

第1部会（文学） 3回	第6部会（工学） 7回
第2部会（社会学・社会福祉） 1回	第7部会（看護学） 1回
第4部会（家政学） 1回	第8部会（音楽） 1回
第5部会（教育学・保育学） 1回	第11部会（教養） 2回

2. 学位規則第6条第2項関係の専門委員会

大学以外の教育施設の課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程としての認定の申請に係る審査及び認定した課程の修了者からの学位申請の審査を行います。

平成3年度 35回	平成4年度 3回
人文科学 2回	理学 1回
社会科学 2回	工学 1回
保健体育 2回	医学 1回
理学 3回	
工学 9回	平成5年度 6回
医学 4回	理学 1回
水産学 2回	工学 1回
特別（海上保安） 2回	医学 1回
特別（防衛医科大学） 1回	水産学 2回
実地調査 8回	実地調査 1回

注) 修士及び博士の学位の授与申請者について、それぞれ論文審査及び口頭試問を実施しています。

※平成6年度から、専門委員会の設置形態を変更し、専門分野別のみ統合して16専門委員会を設置することとしました。(機構図p4参照)

なお、必要に応じ特別専門委員会を置くこととしています。

□学習情報企画調査研究会

高等教育段階の種々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報の収集、整理及び提供の在り方等についての調査研究を行います。

平成4年度 2回	平成5年度 2回
----------	----------

□調査研究会

学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与等に関連する諸事項についての調査研究を行います。

平成3年度 5回	平成4年度 1回
----------	----------

○学位授与申請者数及び授与者数

平成6年3月31日現在

1. 短期大学・高等専門学校卒業等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与(学位規則第6条第1項)関係

<申請者数>

<授与者数>

専攻分野の名称	4.10期	5.4期	5.10期	計
文 学	人	人	1人	1人
教 育			1	1
教 養		1		1
法 学	4			4
経 済		1	1	2
経 営			1	1
商 学	1			1
理 学			1	1
			(10)	
看 護		30	15	45
保 健			4	4
衛 生			(47)	
工 学			49	49
			(33)	
芸 術		1	44	45
合 計	5	33	(90) 117	155

専攻分野の名称	4.10期	5.4期	5.10期	計
文 学	人	人	1人	1人
教 育			1	1
教 養		1		1
法 学	2			2
経 済			1	1
経 営			1	1
商 学	1			1
理 学			1	1
			(6)	
看 護		13	8	21
保 健			4	4
衛 生			(44)	
工 学			46	46
			(28)	
芸 術		1	38	39
合 計	3	15	(78) 101	119

※ () 内は、認定専攻科修了見込み者で、内数である。

2. 学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与(学位規則第6条第2項)関係

(1) 大学の学部に対応する教育を行う課程

認 定 課 程 名	修業 年限	学士の学位授与申請者及び授与者数			
		平成3年度	平成4年度	平成5年度	計
防衛大学校本科	4年	358人	388人	343人	1,089人
防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	68	70	64	202
水産大学校本科	4年	154	185	161	500
海上保安大学校本科	4年	39	45	41	125
気象大学校大学部	4年	11	14	16	41
職業能力開発大学校長課程	4年	209	171	221	601
合 計		839	873	846	2,558

(2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認 定 課 程 名	修業 年限	修士の学位授与申請者及び授与者数		
		平成4年度	平成5年度	計
防衛大学校理工学研究科	2年	65人	62人	127人
職業能力開発大学校研究課程	2年	16	13	29
合 計		81	75	156

(3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認 定 課 程 名	修業 年限	博士の学位授与申請者及び授与者数			
		平成3年度	平成4年度	平成5年度	計
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	4年	人 10	人 13	人 13	人 36

○短期大学及び高等専門学校専攻科の認定状況

区 分		年度別認定専攻数			平成6年度現在 認定専攻数	入学定員
		平成4年度	平成5年度	平成6年度		
短 期 大 学 専 攻 科	文 学	(1) 4	(1) 8	(1) 3	(3) 15	(55)人 245
	社 会 学	3	(1) 2	1	(1) 6	(20) 170
	教 養		2	1	3	85
	商 学		(1) 1		(1) 1	(20) 20
	家 政 学	2	(2) 8	4	(2) 14	(20) 180
	教育学・ 保育学	1	5	(2) 8	(2) 13	(95) 270
	看 護 学	8	9	2	19	410
	農 学		1		1	15
	芸 術 学	(8) 10	(1) 4	(1) 1	(10) 15	(195) 280
	そ の 他	1			1	10
	計	(9) 20校29専攻	(6) 29校40専攻	(4) 15校20専攻	(19) 53校 88専攻	(405) 1,685
高等専門 学校専攻 科	工 学	(5) 2校 5専攻	(8) 4校 8専攻	(8) 3校 8専攻	(21) 9校 21専攻	(164) 164
合 計		(14) 22校34専攻	(14) 33校48専攻	(12) 18校28専攻	(40) 62校109専攻	(569) 1,849

※1 () 内は2年制の専攻数で内数である。

※2 「短期大学専攻科計」及び「合計」欄の学校数は、実数を記載した。(年度別認定専攻数の学校数の和と平成6年度現在認定専攻数の学校数が一致しないのは、同一の学校が他の専攻の認定を受けたことによる。)

※3 「教育学・保育学」欄の「平成6年度現在認定専攻数」と年度別認定専攻数の和が一致しないのは修業年限1年の専攻(平成4年度認定)を廃止し修業年限2年の専攻を設置し認定(平成6年度認定)を受けたことによる。「計」及び「合計」の欄も同じ。

認定専攻科一覧（平成6年4月現在）

1. 短期大学専攻科

専攻科名	専攻名	認定年度	専攻科名	専攻名	認定年度
群馬大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	4	東京純心女子短期大学専攻科	美術専攻 音楽専攻	4 5
金沢大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	4	東邦大学医療短期大学専攻科	地域看護学専攻 母子看護学専攻	4
名古屋大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	5	文京女子短期大学専攻科	保育専攻	6
京都大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	5	関東学院女子短期大学専攻科	英語専攻 食物栄養専攻	4 6
岡山大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	4	昭和音楽大学短期大学部専攻科	音楽専攻(器楽) (声楽)	5
徳島大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻	5	常葉学園短期大学専攻科	保育専攻 音楽専攻 美術・デザイン専攻	5 6
鹿児島大学医療技術短期大学部専攻科	助産学特別専攻 地域看護学特別専攻	5	光陵女子短期大学専攻科	国際教養学専攻	5
埼玉県立衛生短期大学専攻科	地域看護学専攻 助産学専攻	4	名古屋女子短期大学部専攻科	生活学専攻	5
東京都立医療技術短期大学専攻科	地域看護学専攻 助産学専攻	5 4	名古屋文理短期大学専攻科	食物専攻	5
東京都立立川短期大学専攻科	家政学専攻 食物学専攻	5	名古屋短期大学専攻科	保育専攻	6
名古屋市立大学看護短期大学部専攻科	助産学専攻	6	京都芸術短期大学専攻科	美術専攻 デザイン専攻 映像専攻	4
三重県立看護短期大学専攻科	地域看護学専攻 助産学専攻	5	嵯峨美術短期大学専攻科	美術専攻 デザイン専攻	4
愛媛県立医療技術短期大学専攻科	助産学専攻	6	成安造形短期大学専攻科	服飾文化専攻 造形芸術専攻	6 4
尚綱女学院短期大学専攻科	保育専攻 食物栄養専攻	6	聖母女学院短期大学専攻科	児童教育専攻	5
白鷗女子短期大学専攻科	幼児教育専攻	5	龍谷大学短期大学部専攻科	仏教専攻 福祉専攻	6
埼玉女子短期大学専攻科	商学専攻 英語専攻	5	大阪キリスト教短期大学専攻科	神学専攻	4
十文字学園女子短期大学専攻科	国文専攻 幼児教育専攻 食物栄養専攻 生活学専攻	6 5 6	常盤会短期大学専攻科	幼児教育専攻 英語専攻	6 5
城西大学女子短期大学部専攻科	日本文学専攻 英米文学専攻	5	ブール学院短期大学専攻科	英文専攻	4
聖徳大学短期大学部専攻科	保育専攻 音楽専攻 福祉専攻 初等教育専攻 服飾文化専攻 食生活専攻 国語専攻 英語専攻 仏語専攻 通信教育部保育専攻	6 4 5	関西女学院短期大学専攻科	コミュニケーション専攻	5
恵泉女学園短期大学専攻科	園芸学専攻	5	頌栄短期大学専攻科	保育専攻	6
昭和女子短期大学部専攻科	英語英文学専攻	6	兵庫女子短期大学専攻科	美術デザイン専攻 食物栄養専攻	5 4
白梅学園短期大学専攻科	保育専攻 福祉専攻	5 4	鳥取女子短期大学専攻科	福祉専攻	4
成城大学短期大学部専攻科	教養専攻	5	広島文化女子短期大学専攻科	音楽専攻 音楽演奏専攻	4
玉川学園女子短期大学専攻科	教養専攻	6	香川県明善短期大学専攻科	食物専攻	5
帝京女子短期大学専攻科	英文専攻	5	産業医科大学医療技術短期大学専攻科	産業看護学・地域看護学専攻	5
			純心女子短期大学専攻科	人文社会専攻 英米文化専攻	4
			別府大学短期大学部専攻科	福祉専攻	5
			鹿児島純心女子短期大学専攻科	食物栄養専攻	4

2. 高等専門学校専攻科

専攻科名	専攻名	認定年度	専攻科名	専攻名	認定年度
秋田工業高等専門学校専攻科	生産システム工学専攻 環境システム工学専攻	6	奈良工業高等専門学校専攻科	機械制御工学専攻 電子情報工学専攻 化学工学専攻	4
仙台電波工業高等専門学校専攻科	電子システム工学専攻 情報システム工学専攻	5	新居浜工業高等専門学校専攻科	生産工学専攻 電子工学専攻	4
富山工業高等専門学校専攻科	機械・電気システム工学専攻 機能材料工学専攻	5	久留米工業高等専門学校専攻科	機械・電気システム工学専攻 物質工学専攻	5
豊田工業高等専門学校専攻科	電子機械工学専攻 建設工学専攻 情報科学専攻	6	八代工業高等専門学校専攻科	生産情報工学専攻 環境建設工学専攻 生物工学専攻	6
鈴鹿工業高等専門学校専攻科	電子機械工学専攻 応用物質工学専攻	5			

※ 認定は各年度のそれぞれ4月1日である。

○大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定状況

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日
防衛大学校本科	4年	平成3年12月18日
防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	3年8月30日
水産大学校本科	4年	3年12月18日
海上保安大学校本科	4年	3年12月18日
気象大学校大学部	4年	3年12月18日
職業能力開発大学校長期課程	4年	3年12月18日

2. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日
防衛大学校理工学研究科	2年	平成3年12月18日
職業能力開発大学校研究課程	2年	3年12月18日
水産大学校水産学研究科	2年	6年6月23日

3. 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4年	平成3年8月30日

○学習機会に関する情報提供等

平成4年度

科目等履修生制度の開設大学一覧の作成

- ・平成4年3月24日付け学機構総第269号で、各国公私立大学に科目等履修生に関する規程等の資料の送付を依頼
- ・平成4年8月13日付け学機構学第82号で原稿の内容の確認を依頼

平成4年12月「平成4年度科目等履修生制度の開設大学一覧」として発行、希望者及び関係機関等に配付。

平成5年度

①科目等履修生制度の開設大学一覧の作成

- ・平成5年3月25日付け学機構学第28号で、各国公私立大学に科目等履修生に関する規程等の資料の送付を依頼
- ・平成5年10月15日付け学機構学第99号で原稿の内容の確認を依頼

科目等履修生制度開設大学数

区分	平成5年度		平成4年度	
	大学数	開設校数	大学数	開設校数
国立大学	95	55	95	25
公立大学	46	13	41	1
私立大学	389	183	383	91
特殊法人立大学	1	1	1	1
合計	531	252	520	118

②学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧の作成

- ・平成5年7月1日付け学機構学第76号で学位授与機構の認定専攻科を置く短期大学・高等専門学校の学校長あてに当該専攻科の概要の原稿作成を依頼
- ・原稿に基づき編集
- ・平成5年10月15日付け学機構学第100号で記載内容を確認依頼

上記①②を

「平成5年度科目等履修生制度の開設大学一覧」学

位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」として平成5年11月に発行、希望者及び関係機関等に配付。

○「新しい学士への途」の刊行

短期大学、高等専門学校卒業者等が科目等履修生として大学の単位を修得する等の方法により一定の学修を積み上げた場合に、学位授与機構の行う審査によって学士の学位を取得できる制度について説明した「新しい学士への途」を平成4年度より各年度ごとに刊行し、希望者及び関係機関等へ配付しています。

掲載内容の概略は次のとおり

- ・学士の学位授与の要件について
- ・審査と試験について
- ・単位の修得方法について
- ・学修成果について
- ・試験について
- ・申請方法について
- ・学位の授与について
- ・専攻区分ごとの修得単位の審査基準及び「専門的科目」の例について
- ・関係法律、規則等の資料等

各種印刷物の入手方法

次のものを同封の上、申し込んでください。

- ・送付先を明記した返信用封筒
(角2型：A4判の入るもの)
- ・必要とする印刷物の名称
- ・返信用切手
 - ①「新しい学士への途」……………270円
 - ②「科目等履修生制度開設大学一覧」……………390円
 - ③ ①及び②……………700円

宛先〒227 横浜市緑区長津田町4259番地
学位授与機構学務課

◆平成6年4月期学位授与申請状況

1 短期大学・高等専門学校卒業者等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与の申請

(学位規則第6条第1項関係)

専攻分野	専攻区分	申請者数
教育学	教育学	1人
社会学	社会福祉学	1
学芸		1
経済学	経済学	1
理学	数学・情報系	2
	生物学系	1
看護学	看護学	35
保健衛生学	検査技術科学	2
	放射線技術科学	3
	理学・作業療法学	10
工学	電気電子工学	1
	土木工学	1
	建築学	1
芸術学	音楽	1
	美術	8
合計		69

2 学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者からの修士の学位の授与の申請

(学位規則第6条第2項関係)

専攻分野	申請者数			備考
	計	防衛大学校 理工学研究科 修了者	職業能力開発 大学校研究課 修了者	
理学	3	1	人	数学・情報系
		2		物理学・地学系
工学	83	10	4	機械工学
		15	4	電気電子工学
		8		情報工学
		7	3	応用化学
		2	1	材料工学
		4		土木工学
			4	建築学
		10	3	応用物理学
		7		航空工学
	1	福祉工学		
合計	86	66	20	

◆平成6年度主要事業計画

1. 学位の授与

(1) 短期大学・高等専門学校卒業者等に対する学士の学位の授与関係

① 学士の学位の授与

4月・10月申請受付, 9月・3月学士の学位の授与

② 専攻の区分ごとの修得単位の審査基準

③ 短期大学, 高等専門学校の専攻科の認定

9月末申出受付, 1月認定の判定

(2) 認定課程修了者に対する学位の授与関係

① 学位の授与

○ 学士

防衛大学校本科, 防衛医科大学校医学教育部医学科, 水産大学校本科, 海上保安大学校本科, 気象大学校大学部, 職業能力開発大学校長課程修了者

○ 修士

防衛大学校理工学研究科, 職業能力開発大学校研究課程修了者

○ 博士

防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者

② 課程の認定

2. 調査研究

学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究として, 単位累積による学習の体系性に関する調査研究

3. 情報提供

大学における学習機会に関する情報提供(科目等履修生制度の開設大学一覧等)

平成6年度学位授与機構審査スケジュール

区分	学士の学位授与 (6条1項関係)	専攻科認定関係	各省庁大学校関係	区分	学士の学位授与 (6条1項関係)	専攻科認定関係	各省庁大学校関係
4月	4月期申請受付(4/30まで)	認定済専攻科から状況報告書の提出(学年度開始2か月以内)	修士相当課程修了者から申請受付(課程修了後1か月以内)	10月	10月期申請受付(10/31まで)		
5月	○専門委員会(～6月上旬) 修得単位の審査 審査担当委員の決定等	審査会(5月中旬)	○専門委員会(～7月中旬) 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施	11月	○専門委員会(～12月上旬) 修得単位の審査 審査担当委員の決定等	審査会(11月中旬) ○専門委員会(～1月下旬) 教員等の審査	○専門委員会(～12月下旬) 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施
6月	試験実施(6/19(日))			12月	試験実施(12/18(日))		
7月	○専門委員会(～8月上旬) 学修成果・試験の審査 総合判定		○専門委員会(～8月上旬) 可否の判定	1月	○専門委員会(～1月下旬) 学修成果・試験の審査 総合判定	審査会(1月下旬)	○専門委員会(1月中旬) 可否の判定
8月	学士の学位授与(8月下旬)	審査会(8月下旬)	修士の学位授与	2月	学士の学位授与(～3月下旬)		博士の学位授与
9月		専攻科の認定申出(9/30まで)	博士相当課程修了者(防衛医科大学校研究科)から申請受付(課程修了後1か月以内)	3月		審査会(3月中旬)	学部相当課程修了者予定者から申請受付 学士の学位授与

◆学位授与機構の構想についての提言①

さきに概要を説明しましたように、学位授与機構は、臨時教育審議会、大学審議会等の審議・提言を経て創設されました。そこで、本号以降、本機構設立の構想についての提言を順を追って掲載いたします。

○教育改革に関する第二次答申―抜粋―

〔昭和61年4月23日〕
臨時教育審議会

第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

第1節 高等教育の個性化・高度化

(2) 高等教育機関の多様化と連携

エ. 生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、

て、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

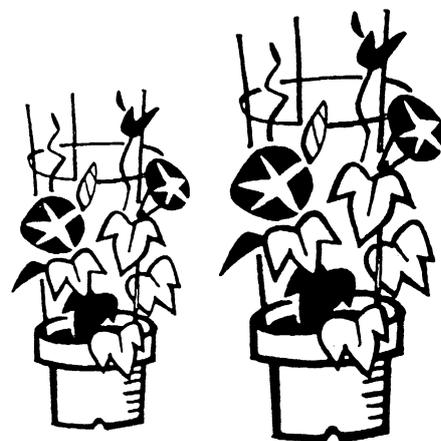
- ④ 単位累積加算制度とは、一つまたは、複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。また、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する。

編 集 後 記

- ◇ 学位授与機構から広報誌「学位授与機構ニュース」を発刊することになり、その第1号をお届けいたします。
- ◇ 関係者の方々に機構のことをできるだけ御理解頂き、業務をより円滑に進めるためにも、広報誌の早期の発刊が望まれており、機構では広報委員会を設けて検討して参りました。
- ◇ 「新しい国の機関」として平成3年7月1日に発足した機構にとって、“新しい”うちに発刊にこぎ着けるのが念願でしたが、全く新しい形の学位授与等の業務に全員が追われてのびのびになり、待たなして発刊した次第です。
- ◇ 短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする学位授与は、申請者と授与者の数が飛躍的に増大する趨勢にあり、いわゆる省庁大学校修了者に対する学位授与とともに、業務はようやくほぼ恒常的に行われるようになりました。
- ◇ 本号では、機構の組織・運営と業務内容をはじめ、機構が発足してから現在までの学位授与等に関する資料を掲載しましたので、やや形式的で、資料集のような感じになってしまいました。次号からは、アップツーデートな資料の掲載をはじめ、具体的な事例の解説、審査研究部

や管理部の紹介、人物プロフィール、機構からの刊行物案内、内外の学位授与等に関する情報などをできるところから取り上げるつもりです。

- ◇ 短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする学位授与の申請は年2回、4月と10月に受け付けますので、本広報誌の発行の時期についてはそのことを念頭に置きたいと思っています。本誌に対する御意見、御要望をお聞かせ頂ければ幸いです。(Y.S.)



— 学位授与機構教職員 —

平成6年7月1日現在

機 構 長 田 中 郁 三

審査研究部

審査研究部長・教授
教 授
教 授
助 教 授

黒 羽 亮 一
齋 藤 安 俊
館 昭
池 マ リ

客 員 教 授
客 員 教 授
客 員 教 授

岡 本 包 治
示 村 悦 二 郎
田 村 茂

管理部

管 理 部 長
総 務 課 長
総 務 課 課 長 補 佐
庶 務 係 長

中 村 好 一
石 川 健 二
鈴 木 清 人
柁 原 明
田 上 雄 一 朗
櫻 井 俊 子
唐 澤 節
園 和 茂 仁 夫
大 坪 幸 夫
白 石 睦 子

学 務 課 長
学 務 課 課 長 補 佐
学 務 第 一 係 長

吉 野 正 巳
高 木 得 二
松 本 仁 一
測 村 剛 司
齋 人 聰 子
見 伸 治
高 橋 是 光
室 溪 浩
三 原 美 政

企 画 係 長
会 計 係 長

学 務 第 二 係 長
学 習 支 援 係 長

(元職員)

窪 田 敏 志 (管理部長)
宮 城 豊 (総務課長)
濱 健 男 (学務課長, 総務課長)
針 貝 俊 彦 (学務課課長補佐)
五十嵐 義 浩 (総務課庶務係長)
大河原 勲 (総務課会計係長)
福 治 友 英 (学務課学務第一係長)
白 井 秀 明 (総務課会計係)
高 岡 辰 彦 (学務課学務第一係)
松 村 嘉 夫 (学務課学務第二係)
山 本 作 子 (総務課会計係)
伊 東 由 美 (学務課学務第一係)

編 集 学位授与機構広報委員会
〒227 神奈川県横浜市緑区
長津田町4259番地
☎ 045-922-6441
印 刷 (株)昭和工業写真印刷所